

## 第V章 手続

### 1 給水装置工事の手続き

給水装置の新設、改造、修繕、撤去工事は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。(給水条例第5条)

本章では、給水装置工事の申込みから当該工事が完了するまでの手続きについて、述べるものである。

#### 1.1 指定事業者が施行する給水装置工事

##### 1 事務処理の流れ

事務処理の流れは、給水装置工事業務フロー図(図V-1-1)のとおりである。

##### 2 給水装置工事の申込み

指定事業者における給水装置工事の申込みは次の事項による。

(1) 給水を受けようとする申込み者(給水装置工事申請者)が指定事業者を選定し、申込み者と指定事業者とで工事契約を交わす。

(2) 指定事業者は、工事申込みに必要なすべての図書を申込み者に説明の上作成し、管理者に申し込む。

(3) 申込みに際しての提出図書は、次のとおりとする。

- ① 「給水装置工事承認申込書」(給水条例施行規程第1号様式)
- ② 「給水申込(使用開始・変更)届」(給水条例施行規程第5号様式その1)
- ③ その他管理者が必要と認めた書類

##### 3 給水装置工事承認申込書(給水条例施行規程第1号様式)記載上の留意点

指定事業者(給水装置工事主任技術者)は、現地調査を十分に行ったうえ、給水装置工事承認申込書(以下、「申込書」という)を用いて申込みを行う。記載上の留意点は以下のとおりとする。また、申込書のコピーを1部添付する。

###### (1) 申込者

工事を申込み者の住所、氏名(ふりがな)、電話番号を記入し押印する。ただし、法人(官公署、会社、学校等)が申請者である場合は、法人名及び代表者名を併記する。

###### (2) 工事場所

給水装置(メーター等)を設置する所在地を記入する。

\* 区画整理地区においては、底地番、地区名、仮換地を記入する。

例) 流山市西初石5丁目57(新市街地地区B82街区1画地)

###### (3) 口径・工事区分

メーター等の口径と工事区分の該当する欄にメーターの個数(数字)を記入する。

###### (4) 用途区分

工事に該当する用途区分に○を記入する。

(5) 申込者の誓約事項

申込書に記載されている誓約事項について確認のうえ、申込みする。

(6) 委任状

代理人の欄に指定給水装置工事事業者の住所、事業者、代表者を記載し、委任者の欄には申込者の氏名を記入し押印する。

(7) 管理人選定届

マンションやアパートなど水道使用者（入居者）と給水装置の管理者（不動産管理会社等）が異なる場合は、管理人を選定すること。

(8) 指定給水装置工事事業者記入欄

指定登録番号、指定給水装置工事事業者名、電話番号を記入し押印する。

また、給水装置工事主任技術者の免状交付番号、氏名を記入し押印する。

(9) 配水管 管種／口径 給水管設置／管種／口径

調査したうえで接続する配水管の管種・口径及び、給水管の新設又は既設、管種・口径を記入する。

(10) 口径変更

メーターの口径を変更する場合は、変更前後の口径を備考欄に記入する。

(11) 市水利用

申込場所で水道水の利用形態を記入する。市水のみ利用する場合は全部、井戸等との併用の場合は一部にチェックマークを付ける。

(12) 給水対象

対象の建物が新築又は既存にチェックマークを付ける。また階数を記入する。

(13) 受水槽

受水槽設置の有無にチェックマークを付ける。その他、有効水量等を記入する。

(14) 工事用量水器

工事中に使用するメーターの料金支払者、住所、電話番号を明記する。

(メーターの出庫を申請するものではありません。)

(15) 添付書類

- ・ 占用許可申請書（国道・県道・市道・他市道・水路）

該当欄にチェックマークを付ける。申請書を作成すること。

- ・ 建築確認通知書

建築確認通知書（写）を添付。（建築主、建築場所が記載されている面とする。）

- ・ 開発行為許可通知書

開発行為にあたる工事の場合は、その写しを添付する。

(16) お客様番号

既設メーターがある場合は、その水栓番号を明記する。

(17) 給水装置使用材料明細表

使用する材料を記入する。

(18) 給水装置工事主任技術者

使用材料を確認して、記名押印する。

(19) 案内図（位置図）

住宅地図のページを記入し、工事場所の位置をわかりやすく明記する。

(20) 設計図

「第IV章 図面作成」に基づく。

※配水管の布設を伴う場合は、平面図、配管図を作成し、材料承認願いの添付

※EF 継手接合を施工する場合は、技能講習修了書（写）及び竣工時融着データの提出

(21) その他注意事項

- ・つくばエクスプレス沿線土地地区画整理 5 地区内の申込み

地区画整理地区内の申請は下記の書類（写し）を添付すること。

新市街地地区、西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区

仮換地証明書、仮換地図、底地証明書、仮換地重ね図

運動公園周辺地区、木地区

仮換地証明書、仮換地指定図、底地証明図

※保留地の場合は、仮換地証明書の代わりに保留地証明書を添付すること。

- ・給水装置工事承認申請書の購入

流山管工事協同組合にて販売

住所：流山市加 1-9-8

TEL：04-7159-0115

4 中層建物等（3階建て以上建物など）直結増圧式給水工事の申込み

中層建物等の直結増圧式給水の申込みを行う者は、「第II章 6.2 直結増圧式」によるものとする。

- (1) 申込みを行う者は、給水装置工事の申込み申請を行う前に、「直結増圧給水装置事前協議申請書」（施行基準第3号様式）及び必要添付図書を管理者に提出し、事前協議を行うこと。
- (2) 事前協議を受けた管理者は、直結増圧式給水の可否を調査し「直結増圧式給水装置事前協議・回答書」（施行基準第4号様式）をもって可否について回答する。
- (3) 申込みを行う者は、可否の結果に基づいて給水方式の決定を含む当該給水装置の設計を行わなければならない。
- (4) 申込みに際しての提出図書は次のとおりとする。
  - ① 「直結増圧式給水装置事前協議申請書」（施行基準第3号様式）（事前協議に際して提出、管理者受理のものを添付）
  - ② 「直結増圧式給水装置事前協議・回答書」（施行基準第4号様式）（事前調査結果）の写し
  - ③ 「直結給水用増圧装置設置条件承諾書」（施行基準第5号様式）
  - ④ 水理計算書
  - ⑤ 「増圧装置以下メーター設置（新設・改造・撤去）承認申請書」（施行基準第6、8号様式）（メーター設置の場合）
  - ⑥ その他「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

## 5 受水槽水道工事の申込み

(1) 受水槽水道工事の申込みに際しての提出書類は、次のとおりとする。

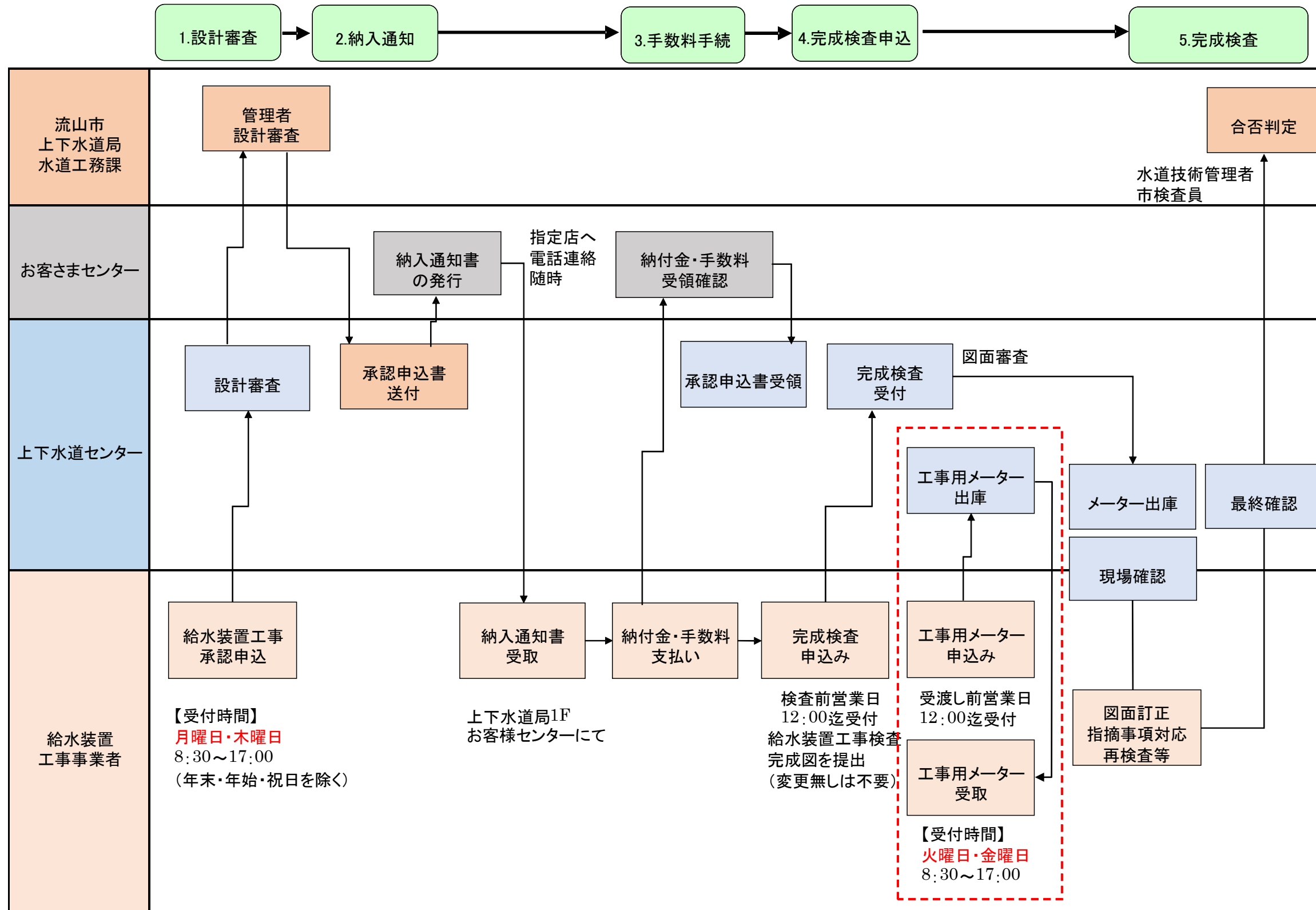
- ① 「受水槽水道（設置・変更・廃止）届」（施行基準第7号様式）
- ② 受水槽以下設備系統図
- ③ 水理計算書
- ④ 「受水槽以下装置メーター設置（新設・改造・撤去）承認申請書」（施行基準第6、8号様式）（メーター設置の場合）
- ⑤ 「受水槽以下装置メーター設置条件承諾書」（施行基準第9号様式）（メーター設置の場合）
- ⑥ 受水槽までの給水装置については「2 給水装置工事の申込み」に準ずる。

## 6 申請関係様式についての説明

指定給水装置工事事業者施工時における申請関係様式等の添付を必要とする場合は、以下のとおりである。

様式番号	様式名	適用
第1号様式	給水装置工事配管技能者配置届出書	給水条例施行規程第1号様式により給水装置工事の承認を得た場合は、上記第1号様式と併せて、配管技能者配置届を提出する書類
第2号様式	指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書	工事完成後、指定事業者の自主検査を行い、検査合格後、速やかに工事検査申込書を提出し、併せて、給水条例施行規程第1号様式及び第1号様式を提出する
第3号様式	直結増圧式給水装置事前協議申請書	中層建物等の直結増圧式給水を申込み書類
第4号様式	直結増圧式給水装置事前協議・回答書	直結増圧式給水装置事前協議申請書（第4号様式）に対して、市が可否判定を回答する書類
第5号様式	直結給水用増圧装置設置条件承諾書	直結給水用増圧装置を設置するにあたり、設置者が市側からの条件を承諾する書類
第7号様式	受水槽水道（設置・変更・廃止）届	受水槽水道を設置、変更や廃止する場合の届出書
第9号様式	受水槽以下メーター設置条件承諾書	受水槽以下の装置にメーターを設置する場合、設置者が市側からの条件を承諾する書類
第10号様式	給水装置工事検査確認表	給水装置工事検査時に、検査員が検査内容に基づき確認するためのチェックシート
第11号様式	給水装置（道路等占用）工事着手届	給水装置工事の着手に際して、道路等を掘削占用及び使用する場合、現場代理人を定め届出する書類

給水装置工事承認申込みから完成検査迄のフロー図



図V-1-1 給水装置工事業務フロー図

## 1.2 受付及び承認

### 1 一般事項

- (1) 申込みの受付日及び受付時間は、原則として月曜日と木曜日（年末、年始、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 承認申請書等は、当日審査を原則とする。
- (3) 記載事項、押印及び添付書類等に不備のあるもの（ただし、その場で修正可能な場合はこの限りではない。）または、具体的な計画のない工事は受理しない。
- (4) 受付後の審査過程において不備を発見した場合は、速やかに修正するよう連絡するとともに、修正するまで承認を保留する。
- (5) 承認申請書等の受付から承認までの日数は、通常1週間程度とする。
- (6) 承認後は、承認申請書等は管理者が保管し、納付金等の納付が確認できるまで、持ち出しは禁止する。

### 2 手数料及の徴収

設計審査手数料は、管理者による設計審査完了後、発行される納付書をもって徴収する。なお、工事検査手数料についても同一の納付書となるので、予納として合わせて徴収する。

### 3 審査事項

管理者は、申込み書類の記載事項を確認の上、記載内容に不備が認められないときは、提出書類を受理し、工事内容の審査を行う。

## 1.3 現場調査

申込み書類を受け付けた後、管理者は、必要に応じて現場調査を行い、給水装置工事設計図書との照合を行う。

## 1.4 工事の施工

- 1 「給水装置工事承認申込書」（給水条例施行規程第1号様式）を提出し審査を受け、承認を得たものは工事を着手することができる。

また、工事着手前に、「給水装置工事配管技能者配置届出書」（施行基準第1号様式）及び「給水装置（道路等占用）工事着手届」（施行基準第11号様式）を提出すること。

- 2 配水管からの分岐または撤去を要する工事は、事前に「給水管分岐及び撤去工事立会い申請簿」に記入し、管理者と施工日時の調整を行う。

## 1.5 工事の完成

- 1 工事完了後、指定事業者による自主検査を行う。

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事完了後、次により自主検査を行い工事の適否を確認しなければならない。

- (1) 完成図に基づき次の事項を確認する。

- ① 管の延長

- ② 管の埋設深度
  - ③ 管の接合方法
  - ④ 分岐、屈曲、径落し工法
  - ⑤ 逆流防止機器の設置状況、吐水口空間の確保及び器具の取付け方法
  - ⑥ メーター設置位置及びメーターボックスの設置状況
  - ⑦ クロスコネクションがないこと
  - ⑧ 給水管防護方法
- (2) 給水装置の構造及び材質が、政令第5条及び本施工要領に適合していることを確認する。
- (3) テストポンプにより耐圧検査を行い、漏水及び変形、破壊その他の異常がないことを確認する。テストポンプによる耐圧検査は次による。
- ① 第1止水栓より下流側の装置
 

通常の使用状態における水圧、ウォーターハンマーによる水撃圧等を考慮し、給水装置に加わり得る最大水圧として1.0MPa(10.0kgf/cm<sup>2</sup>)の圧力を5分間以上保持し、給水装置の構造・材質基準の強度を確認する。
  - ② 分岐部から第1止水栓までの装置
 

給水装置の耐圧検査は、(1)のとおり1.0MPaの水圧を加えて行うこととしている。しかし、サドル付分水栓の規格では、構造上弁座漏れ試験を0.75MPa(7.7kgf/cm<sup>2</sup>)としていることから、弁座の機能を損なうことのないよう、分岐部から第1止水栓までは、0.75MPaの圧力を1分間以上保持し、給水装置の構造・材質基準の強度を確認する。
- (4) 吐水状況及び残留塩素測定等による水質の確認を行う。確認項目は、表V-1-1のとおり。

表V-1-1 水質の確認項目

項目	判定基準
残留塩素(遊離)	0.1mg/l以上
臭気	観察により異常でないこと。
味	〃
色	〃
濁り	〃

- 2 自主検査合格後、速やかに工事検査を申し込む。
- (1) 工事検査申込みの提出書類は、次のとおりとする。なお、提出は、工事検査日の前日午前までとする。
- ① 「指定給水装置工事事業者(新設・改造・撤去)工事検査申込書」(施行基準第2様式)
  - ② 完成図(変更のある場合)
- (2) 工事検査申込みに際する審査事項
- 管理者は、工事検査申込み書類の提出を受け、完成工事内容を審査し受理する。
- (3) 工事検査手数料

工事検査手数料は、設計審査手数料と同一納付書にて、設計審査完了後徴取する。

## 1.6 メーターの出庫

給水装置の新設や改造工事に伴い、「水道給水（開始・中止・廃止・名変）申込書（届）」（給水条例施行規程第5号様式）が提出された際、完成検査（現場検査）時に、メーターを出庫する。

## 1.7 完成検査（現場検査）

- 1 工事検査申込み時、提出された「指定給水装置工事事業者（新設・改造・撤去）工事検査申込書」（施行基準第2号様式）及び完成図に基づき、当該給水装置工事現場にて完成検査を行う。なお、工事検査は「給水装置工事検査確認表」（施行基準第10号様式）に基づき行う。
- 2 完成検査には、当該給水装置工事を専任した給水装置工事主任技術者が必ず立ち会う。
- 3 完成検査で不合格の場合は、速やかに改善し、再検査を行う。

## 1.8 道路占用許可申請等、監督官庁への諸届

### 1 道路占用許可申請手続

道路下（公道）に給水管を布設又は道路下に布設されている給水管を撤去する工事を行う場合は、道路法第32条の定めにより、事前に道路管理者に対し、道路占用許可申請を行い、その許可を受けなければならない。

流山市道の占用手続きは、当該給水装置工事の申込み者から委任を受けた指定事業者がこの事務を行う。

県道及び国道の占用手続きは、当該給水装置工事の申込み者から委任を受けた管理者がこの事務を行う。その際の手続きは、以下のとおりである。

#### （1）申込み方法

給水装置工事の申込みの際、次の申請に係る関係書類を提出する。

#### （2）占用許可関係書類の作成

占用許可関係書類（申請書、完成届等）及び道路使用許可申請書は、原則として指定事業者が作成する。

なお、占用許可関係の書類の備考欄には、指定事業者名、所在地、電話番号を記入する。

#### （3）道路占用工事完成届

管理者が占用許可手続きを行うが、完成届の提出の際、原則として給水装置工事主任技術者を同行させる。

#### （4）道路占用許可を取消す場合等

道路占用許可手続後、当該工事の占用許可を取り消す場合又は工事期間等の変更を行う場合の書類の作成は、指定事業者が行う。

### 2 給水管分岐及び撤去工事施工時の検査

給水管の分岐工事又は撤去工事時に立会い検査を行う。

### 3 他の埋設物に対する措置



工事箇所にガス管、電線及び電話線などが埋設されていて、工事上の措置又は工事施工後の防護などに特別な配慮を払う必要があると思われるときは、それぞれの管理者に連絡し立会いを求めるよう指定事業者に指示する。

4 仮復旧又は竣工後の道路陥没等の対応

道路陥没等の緊急時は、指定事業者又は緊急時対応責任者へ連絡する。

## 2 工事変更等の取扱い

### 2.1 工事内容の変更

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を変更しようとするとき、又は設計審査を受けた者が当該設計審査に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ「給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書」（給水条例施行規程第2号様式）を管理者に提出しなければならない。

なお、設計審査に係る事項を変更しようとするときは、当該変更に係る設計書を添付すること。

### 2.2 工事中止

給水装置工事の承認を受けた者が当該承認に係る給水装置工事を中止したとき、又は取り消す場合は、直ちに「給水装置新設等変更（中止・取消）承認申込書」（給水条例施行規程第2号様式）を管理者に提出しなければならない。